

県土マネジメント部土木工事検査要領 新旧対照表

旧（現 行）	新（改定案）
県土マネジメント部土木工事検査要領 （用語の定義） 第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 土木工事 土木工事とは、県土マネジメント部の発注する土木工事（関連設備工事等を含む。）とし、また、この要領に基づく検査が必要であると、技術管理課長が特に認めた工事も含めることとする。 (2) 検査職員 検査職員とは、県土マネジメント部の発注する土木工事（関連設備工事等を含む。）の検査を行うため知事が任命した職員をいう。 (3) 本庁契約 本庁契約とは、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）第 26 条第 1 項第 4 号の規定による「かいの契約締結に関する事務の委任」によらない契約をいう。 (4) 機関契約 機関契約とは、奈良県契約規則第 26 条第 1 項第 4 号の規定による「かいの契約締結に関する事務の委任」による契約をいう。 (5) 本庁検査員 本庁検査員とは、本庁関係課（室）に所属する検査職員をいう。 (6) 本庁検査 本庁検査とは、本庁検査員が行う検査をいい、本庁契約及び当初設計額 <u>5,000 万円</u>以上の機関契約（機関契約における既済部分検査を除く）を対象とする。 (7) 機関検査員 機関検査員とは、出先機関に所属する検査職員をいう。	県土マネジメント部土木工事検査要領 （用語の定義） 第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 土木工事 土木工事とは、県土マネジメント部の発注する土木工事（関連設備工事等を含む。）とし、また、この要領に基づく検査が必要であると、技術管理課長が特に認めた工事も含めることとする。 (2) 検査職員 検査職員とは、県土マネジメント部の発注する土木工事（関連設備工事等を含む。）の検査を行うため知事が任命した職員をいう。 (3) 本庁契約 本庁契約とは、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）第 26 条第 1 項第 4 号の規定による「かいの契約締結に関する事務の委任」によらない契約をいう。 (4) 機関契約 機関契約とは、奈良県契約規則第 26 条第 1 項第 4 号の規定による「かいの契約締結に関する事務の委任」による契約をいう。 (5) 本庁検査員 本庁検査員とは、本庁関係課（室）に所属する検査職員をいう。 (6) 本庁検査 本庁検査とは、本庁検査員が行う検査をいい、<u>令和 7 年 6 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う工事においては、本庁契約及び当初設計額 5,700 万円以上の機関契約（機関契約における既済部分検査を除く）を対象とする。なお、令和 7 年 5 月 31 日までに公告又は指名通知を行った工事においては、本庁契約及び当初設計額 5,000 万円以上の機関契約（機関契約における既済部分検査を除く）を対象とする。</u> (7) 機関検査員 機関検査員とは、出先機関に所属する検査職員をいう。

県土マネジメント部土木工事検査要領 新旧対照表

旧（現 行）	新（改定案）
(8) 機関検査 機関検査とは、機関検査員が行う検査をいい、当初設計額 <u>5,000 万円</u>未満の機関契約及び当初設計額 <u>5,000 万円</u>以上の機関契約における既済部分検査を対象とする。 (9) 監督職員 監督職員とは、県土マネジメント部土木工事監督要領(平成 2 年 4 月 1 日付け技第 5 号。以下「監督要領」という。)第 4 に定める職員をいう。 (10) 監督責任者 監督責任者とは、監督要領第 3 に定める職員をいう。 附 則 この要領は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 27 年 11 月 9 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。	(8) 機関検査 機関検査とは、機関検査員が行う検査をいい、<u>令和 7 年 6 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う工事においては、</u>当初設計額 <u>5,700 万円</u>未満の機関契約及び当初設計額 <u>5,700 万円</u>以上の機関契約における既済部分検査を対象とする。<u>なお、令和 7 年 5 月 31 日までに公告又は指名通知を行った工事においては、当初設計額 5,000 万円未満の機関契約及び当初設計額 5,000 万円以上の機関契約における既済部分検査を対象とする。</u> (9) 監督職員 監督職員とは、県土マネジメント部土木工事監督要領(平成 2 年 4 月 1 日付け技第 5 号。以下「監督要領」という。)第 4 に定める職員をいう。 (10) 監督責任者 監督責任者とは、監督要領第 3 に定める職員をいう。 附 則 この要領は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 27 年 11 月 9 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

県土マネジメント部土木工事検査要領 新旧対照表

旧（現 行）	新（改定案）
附 則 この要領は、平成29年8月10日から施行する。 附 則 この要領は、平成31年3月18日から施行する。 附 則 この要領は、令和2年1月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和4年1月1日から施行する。	附 則 この要領は、平成29年8月10日から施行する。 附 則 この要領は、平成31年3月18日から施行する。 附 則 この要領は、令和2年1月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和4年1月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和7年6月1日から施行する。</u>